

## 高砂市新型コロナウイルス感染症にかかる対処方針

令和3年1月13日、国から新型インフルエンザ等特別措置法第32条第3項に基づく緊急事態措置実施区域に兵庫県全域が追加されたことを受け、高砂市において以下の措置を実施する。

### I 期間

- ・緊急事態措置期間（前回） 令和2年4月 7日～令和2年 5月21日
- ・以後の対処方針実施期間 令和2年5月22日～令和3年 1月13日
- ・緊急事態措置期間（今回） 令和3年1月14日～令和3年 3月 7日

### II 必要な措置

#### 1 医療体制

○高砂市民病院は、これまでの医療・診療体制を維持

○市民に対して、発熱等の症状があれば、かかりつけ医など地域の身近な医療機関に電話相談し、指示に従って受診すること、かかりつけ医などがいない時は「加古川健康福祉事務所発熱等受診・相談センター(☎079-422-0002)」や、「新型コロナ健康相談コールセンター(☎078-362-9980)」へ相談することを呼びかける  
特に発熱や咳などの比較的軽い症状でも、高齢者や基礎疾患のある者は早めの相談を呼びかける

○ワクチン接種の推進

新型コロナウイルスワクチンについて、迅速かつ円滑な接種体制の構築が図れるよう、医師会、県と連携、調整して準備を進める。

#### 2 学校・園

##### (1) 小学校・中学校

###### ① 教育活動

兵庫県に緊急事態措置を実施すべき期間が延長されたことを踏まえ、引き続き感染のリスクが高いとされている活動は行わないなど十分な感染防止対策を実施したうえで、教育活動を行う。兵庫県に緊急事態宣言が発出されている期間（3月7日まで）は、県外における活動（受験及び就職活動を除く）を行わない

また、受験及び就職活動にあたっては、事前の体調管理にあわせ、保護者等を含めた感染防止対策を徹底する

卒業式の開催にあたっては、参加人数の制限、マスクの着用、消毒、換気など感染予防対策を徹底する

○感染防止対策

- ・感染のリスクが高いとされている活動は行わない
- ・各教室で可能な限りの間隔をとる
- ・マスクの着用を徹底する
- ・毎日の検温、手洗いを徹底する
- ・教室内をはじめ、職員室、教科準備室、更衣室等において、適切な温度管理等に十分留意しながら換気を行うとともに、消毒を行う
- ・食事の際、飛沫を飛ばさないような席の配置や飛沫対策パーティションの設置、会話の際にはマスクを着けるなどの対応を工夫する
- ・受験及び就職活動にあたっては、事前の体調管理にあわせ、保護者等を含めた感染防止対策の徹底を呼びかける
- ・児童生徒、教職員に対して20時以降の不要不急の外出を自粛するよう呼びかける など

## ②部活動

- 十分な感染防止対策を実施したうえで、実施場所は、原則、学校及びその周辺とする。また活動時間は、「中学校における部活動指導指針」に基づき、平日4日2時間以内、土日1日3時間以内を厳守する
- 令和3年3月7日までの間（兵庫県に緊急事態宣言が発出されている期間）は、大会（※を除く）、練習試合、合宿は行わない
- ※令和2年度中体連スケジュール記載大会、中央競技団体・文化関係連盟が主催する大会（その予選を含む）及び国民体育大会（その予選を含む）。参加する際は、主催者の行う感染予防措置を確認するとともに、その徹底を図る

## ③心のケア

- きめ細やかな健康観察をはじめ、児童生徒の状況を把握し、必要に応じて関係機関と連携するなど、心身の健康に適切に対応する
- ・スクールカウンセラー及び各種相談窓口の活用促進

### [感染時における対応]

感染者が発生した場合、まずは保健所の指示に従って、感染者（濃厚接触者及び関係者を含む）の出席停止及び消毒等の対応を行う。また感染拡大防止のために必要があれば、学級又は学年、学校の臨時休業を実施する

## (2) 幼稚園

- 感染経路の遮断（手指消毒、マスク着用、換気の徹底）及び感染防止対策を厳重に徹底したうえで、保育サービス等の事業を実施
- 職員の日々の健康管理（体温測定、発熱した場合の出勤停止）を徹底し、施設内での感染等が疑われる事案が発生した場合は、加古川健康福祉事務所に連絡する

## 3 介護施設などの高齢者施設・障害者施設等

- 地域密着型介護サービス事業所について、感染経路の遮断（手指消毒、マスク着

- 用、換気の徹底)及び感染防止対策を嚴重に徹底したうえでの事業実施を要請
- 施設の職員等及び施設等と関わりのある従業員に対して不要不急の外出の自粛等の徹底を要請
  - 職員の日々の健康管理(体温測定、発熱した場合の出勤停止)を徹底し、施設内での感染等が疑われる事案が発生した場合は、加古川健康福祉事務所に連絡する
  - 面会者からの感染を防ぐため、自宅と施設間でのオンライン面会等を活用し、直接面会については、緊急の場合を除き中止することを要請。実施する場合にあっても、回数、人数の制限や感染防止対策を嚴重に徹底する
  - 原則、利用者の外泊、外出の自粛を要請

#### 4 保育所・学童保育所

##### (1) 保育所等(保育所、認定こども園、児童学園)

- 感染経路の遮断(手指消毒、マスク着用、換気の徹底)及び感染防止対策を嚴重に徹底したうえで、保育サービス等の事業を実施
- 職員の日々の健康管理(体温測定、発熱した場合の出勤停止)を徹底し、施設内での感染等が疑われる事案が発生した場合は、加古川健康福祉事務所に連絡する
- 民間保育所についても、公立保育所と同様の取組を要請

##### (2) 学童保育所

- 感染防止対策を嚴重に徹底したうえで、事業を実施

#### 5 社会教育施設・文化スポーツ施設等

兵庫県に緊急事態措置を実施すべき期間が延長されたことを踏まえ、引き続き、20時までの営業時間の短縮など感染防止対策を実施したうえで開館する

##### ○感染防止対策

- ・催物の開催制限(屋内、屋外ともに5,000人以下。人数要件に加え、屋内にあっては収容定員の50%以内、屋外にあっては人との距離を十分に確保(できるだけ2m))
- ・20時までの開館時間短縮
- ・来館者多数の場合の入場制限
- ・発熱、咳などの症状のある者の入場禁止
- ・発熱チェック
- ・マスク装着の徹底、消毒液の設置
- ・演者と観客との一定の距離の確保(最低2m)
- ・密閉・密集・密接状態の回避(休憩時間・回数増、換気など)
- ・入館者の氏名・連絡先等の把握
- ・「兵庫県新型コロナ追跡システム」QRコードの掲示と来館者への登録呼びかけ等

## 6 市民への生活支援等

### ○国・県施策の推進

- ・ 特別定額給付金支給
- ・ 生活福祉資金特例貸付制度の周知
- ・ 子育て世帯への臨時特別給付金支給

### ○妊婦特別支援金支給

### ○ひとり親世帯臨時特別給付金

## 7 事業活動への支援等

### ○高砂市中小企業特別融資制度の利用促進

### ○国・県の施策の積極的な活用促進

- ・ 休業要請事業者経営継続支援事業
- ・ プレミアム付商品券事業

### ○中小法人等への事業継続支援対策

- ・ クーポン券付チラシ配布事業
- ・ 中小事業者事業継続支援給付事業
- ・ 休業要請外中小事業者経営継続支援事業
- ・ 中小事業者事業継続支援給付事業(追加支給)
- ・ キャッシュレスポイント還元事業
- ・ 中小事業者新型コロナウイルス感染症対策支援事業

### ○高砂市新型コロナウイルス感染症対策従事者支援金支給

(医療従事者・介護保険サービス等従事者・障害福祉サービス等従事者・障害児通所支援等従事者・保育等従事者・学童保育従事者・衛生従事者)

## 8 外出自粛等の要請

[不要不急の外出自粛等]

○不要不急の外出自粛、特に 20 時以降の徹底した不要不急の外出を自粛する  
特に緊急事態宣言対象地域など感染拡大地域への往来は自粛する

○感染拡大予防ガイドライン等に基づく感染防止策がなされていないイベント等への参加を自粛

[5つの場面の注意等]

○感染リスクが高まるとされる次の「5つの場面」に注意する

- ① 飲酒を伴う懇親会等
- ② 大人数や長時間におよぶ飲食
- ③ マスクなしでの会話
- ④ 狭い空間での共同生活
- ⑤ 休憩室、喫煙所、更衣室等

○感染拡大を予防する「ひょうごスタイル」(新しい生活様式)の推進

マスクの着用、手洗い、身体的距離の確保、「3密」(密閉・密集・密接)の回避等

特に、近距離の会話、移動中の車内でもマスクの着用を徹底すること

○毎日の検温実施など、自身の健康管理に留意し、発熱など症状のある場合には、

通勤・通学を含め外出を控えるとともに、電話で医師等と相談する

○冬期を迎え暖房を使用する場合でも、換気や適度な保湿を行う

[飲食等]

○感染拡大予防ガイドライン等に基づく感染防止策がなされていない、県内外の感染リスクの高い施設（特に接待を伴う飲食店、酒類の提供を行う飲食店、カラオケ等）の利用を自粛

○感染拡大予防ガイドライン等に基づく感染防止策がなされていない施設における、大人数での会食や飲み会を避ける。若者グループについては、特に注意する

○リスクの高い施設利用後の自身の体調や行動に注意する

○大声での会話、回し飲みを避ける

○飲食店を利用する場合には、家族や介助者等を除き「4人以下の単位」ごとになるようにすること

[追跡システム・接触確認アプリの利用]

○店舗・施設やイベント等における感染拡大防止を図るため、クラスター発生のおそれがある時等に迅速に利用者への注意喚起情報を提供する「兵庫県新型コロナ追跡システム」の利用を要請

○新型コロナウイルス接触確認アプリ「COCOA」の登録を要請

○特に医療機関関係者、社会福祉施設の職員等に対し、飲食店等を利用する場合には「兵庫県新型コロナ追跡システム」を利用すること及び「COCOA」への登録を要請

## 9 イベントの開催自粛要請等

○感染拡大予防ガイドライン等に基づく感染防止策がなされていないイベント等の中止又は延期を要請

○広域的な祭り、野外フェスティバル等については慎重に検討し、開催する場合は十分な人と人との間隔（できるだけ2m）を設けることとし、当該間隔の維持が困難な場合は、開催について慎重に判断することを要請

○地域で行われる集い等、広域的な人の移動が見込まれない行事で、参加者がおおよそ把握できるものは、人数制限を行わない

○催物開催にあたっては、適切な感染防止対策の実施を要請

<開催の目安>

「新型コロナウイルス感染症に係る兵庫県対処方針」に示すイベント開催の目安を遵守

【令和3年1月14日～令和3年3月7日】

○催物開催にあたっては、適切な感染防止対策の実施を要請

<開催の目安>・屋内：5,000人以下、かつ定員の半分以上の参加人数

・屋外：5,000人以下、かつ人との距離を十分に確保（できるだけ2m）

○「兵庫県新型コロナ追跡システム」への登録とQRコードの掲示を要請

○店舗・施設利用者へ「COCOA」の登録を要請

## 10 事業者への感染防止対策等の要請

○業種や施設の種別ごとの感染拡大予防ガイドラインに基づく感染防止対策の徹

底を促すとともに、協力を要請

- 特に接待を伴う飲食店及びその他の酒類の提供を行う飲食店等に対し、感染防止策を周知
- 飲食店に対し、発熱、咳、味覚障害など、少しでも症状がある従業員がいる場合の自宅待機及び検査受診を要請
- 医療機関に対し、医療従事者、患者等への感染防止対策の徹底を要請
- 社会福祉施設に対し、職員、通所者等への感染防止対策の徹底を要請
- 学校等に対し、教職員、学生等への感染防止対策の徹底を要請
- 「感染拡大防止宣言ポスター」の掲示を要請
- 「兵庫県新型コロナ追跡システム」への登録と、可能な限りQRコードのテーブルやカウンターなどでの掲示を要請
- 店舗・施設利用者へ「COCOA」の登録を要請
- 次の事項を事業者・関係団体に要請
  - ・感染拡大を予防する「ひょうごスタイル」（新しい生活様式）の推進
  - ・「出勤者数の7割削減」を目指し、在宅勤務（テレワーク）、テレビ会議などを推進
  - ・出勤が必要となる職場でも接触機会の低減に向け、時差出勤、ローテーション勤務、サテライトオフィス等を推進
  - ・関係団体を通じ企業等に対する接触機会低減の取組を要請  
在宅勤務（テレワーク）やテレビ会議、ローテーション勤務、時差出勤等の取組を推進、休憩室、喫煙所、更衣室なども含め、職場や寮における「3密」（密閉、密集、密接）」の回避の促進、職場内の換気の励行、検温及びマスク着用の徹底、発熱等の風邪症状が見られる従業員への出勤免除

## 11 風評被害対策等

- 次の事項を医療や介護など関係者への感謝とともに呼び掛ける
  - ・感染症に対する正しい知識や理解を深め、憶測やデマなどに惑わされないようにするとともに、医療関係者、患者関係者などへの風評被害・差別を防止することにより、感染者や濃厚接触者などが保健所の調査に協力する
  - ・食料、医薬品、生活必需品の買い占め等を行わないよう冷静に対応する

## 12 庁内の対応

- 職員の在宅勤務等の活用による出勤者の原則7割削減を目指す
- 職員の感染防止対策
  - ・時差出勤制度・特別休暇の活用
  - ・サテライトオフィスの活用
  - ・会議・打合せ等でのマスクの着用、人と人との間の十分な距離の確保、換気の徹底等の感染防止策の徹底
  - ・窓口業務等については、職場環境に応じて、密閉、密集、密接とならないような方法により実施
  - ・各職場における感染防止策の徹底
  - ・毎日の検温など健康管理の徹底

○相談窓口の整備

○新型コロナウイルスワクチン接種の円滑な実施に向け、組織体制を強化する。

- ・健康文化部健康増進課に新たに「新型コロナウイルスワクチン接種対策班」を設置（令和3年1月25日付）

○兵庫県新型コロナ追跡システムへの市役所各庁舎登録とQRコード掲示

○自殺対策

- ・新型コロナウイルス感染症の影響による今後の生活の悩みや不安を感じておられる市民に対して、「こころの健康相談統一ダイヤル（☎0570-064-556）」など、相談窓口の啓発を図る